

(平成 26 年 9 月 8 日 午後 3 時 15 分)

●議長（小林幸雄） 休憩前に続き、会議を開きます。

通告の 5、荒井賢蔵議員

- 1、町長の政治姿勢について
- 2、防災対策について
- 3、公共交通について

議席番号 8 番・荒井賢蔵議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 議席番号 8 番・荒井賢蔵です。質問に先立って、過日の大雨により土砂崩れなどにより犠牲となられた皆さん、家屋が流されたりした多くの被災された皆さんにお悔やみとお見舞いを申し上げます。同時に信濃町でこのような災害がないことを大変嬉しく思っております。

さて、まず「町長の政治姿勢について」伺います。安倍政権は戦後 69 年にわたり守ってきた日本の平和主義を踏みにじり、他国へ行って戦争をするための集団的自衛権行使容認を閣議決定しました。このことは歴代政府の憲法解釈を大きく変えるものであり、その内容は明文改憲に等しく憲法 9 条を形骸化するものであります。歴代政府の要職にいた人や自民党の重鎮におられた人たちでさえ、集団的自衛権の行使容認は、すべきでなく、ましてや閣議決定で行使容認などすべきでないとは主張しております。

そこで伺いますが、松木町長はこのことについてどのようにお考えでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 荒井賢蔵議員の質問にお答えしたいと思います。6 月議会の時にも議員から同様の質問ありましたが、もちろん、私もこのような閣議決定を心から望むものではありません。しかし、現在日本を取り巻く情勢を見るならば、心ならずも「反対」と声高に叫べないところです。そこで憲法解釈についてですが、議員もご存じのとおり、内閣法制局は、今まで「集団自衛権はできない」と答えておりました。それを今年 7 月 1 日の夕刻、臨時閣議にて、今までの方向とは、真逆の閣議決定を安倍政権は選択しました。これについては、私は反対ですが、決定されてしまったものの行使については分からないということを 6 月会議の時に申し上げたかったわけです。しかし、来年の通常国会で、防衛国際協力に係る関連法の整備が行われる予定と伺っておりますので、注視していきたいものと思っております。

●議長（小林幸雄） 荒井賢蔵議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 中川村の曾我村長は、このことに関連してこう言っています。「安倍政権は集団的自衛権の行使容認の閣議決定をしたが、行使を容認する限り私は積極的に自衛隊員を募集することはできない。行使すれば、村の若者がアメリカの下働きをさせ

られ、命の危険にさらされることになります。もし、亡くなるなんてことが起きてしまったら、募集に協力した自分のせいだと思わざるを得ません。」と新聞紙上で言っております。そして更に、こう述べております。「長野県南部は国策に協力して、満蒙開拓団に多くの人を送り出しました。首長たちを含めて、当時の人たちは皆空気を読んで、与えられた役割をまじめに演じ合い、互いにがんじがらめになっていったのでしょうか。また、そうならないよう、おかしいことは、おかしいと言わねばと思っています。誇れる日本を未来に築かねばならないのに、安倍首相は過去の過ちを重箱の隅をつつくような屁理屈で正当化しようとしています。本当に日本の国に泥を塗っていると思いますよ。私は憲法 9 条を守る首長の会や脱原発を目指す首長会議に参加しています。TPP や原発再稼働反対などのデモに参加してきました。様々な国民の運動の高まりには、真の意味での国民主権の国を生み出そうとする力を感じます。一方で集团的自衛権が行使されれば、国民がものも言えない雰囲気が一気に作り出されてしまうかもしれません。日本はそういう岐路に立っています。だから、今こそ、皆が声を上げるのが、大事なのではないのでしょうか。」このように曾我村長は言っております。そこで、私はこの曾我村長のこの考えこそ、まじめに住民の命と暮らしを守ろうとする首長として考えなければいけない内容ではないかというふうに思いますが、松木町長はどのように考えますか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 確かに、集团的自衛権の閣議決定を行いましてから、今年の自衛官の募集は各地で落ちているということを伺っております。その意味では、自衛官になろうと思っていた若い人たちも「ひょっとしたら戦地に行って、戦争に加担するのでは」ということで悩んで、いわゆる自衛官になることをあきらめた、そういう…とどのつまり、そういうことではないかというふうに思っておるところでございます。

そこで、安倍総理大臣は「この閣議決定をもって、抑止力とする」というようなことを仰っておるようではございますけれども、それは、私はおかしいと。やはり、元々私も集団自衛権については反対の立場ですから、それは変わってはいないんですけれども、そういうものをもって「抑止力」とするというのは、紛争が起きた時に、ちょっとボタンの掛け違いをしてしまうと、とんでもないことになってしまうという思いはもっております、反対だということを申し上げたんです。で、決定されたものについては、どういうふうにする、うんぬんということについては、私には分からないということで、「分からない」と言ったのは、そのことなんです。で、今後のことについては、先ほど私が申し上げたように、来年の通常国会で、関連法案、いわゆる防衛国際協力に係る関連法案が整備されると、これに向けて、ある学者は「しっかり見ていき、しっかり反対するところは反対していくのが、現在の我々に課せられている義務じゃないですけれども、意思表示だろう」ということを言っておられて、まさにそのとおりの感じは持ちました。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 町長は、集団的自衛権行使は抑止力にはならないだろうと。武力をもって、武力がするようなことはすべきでないという考えだというふうに言ったと、私は取ったのですが、そういう考えでよいのですか。

(「はい」との声あり)

分かりました。そういう点では、ぜひ町長としても、先ほども言いましたやはり住民の命や生活を守る、そういう立場からも中川村の村長のように「おかしいことはおかしい」という、やはり、声を上げる勇気をもってほしいというふうに思います。

次に消費税についての見解を伺います。8 月 13 日に内閣府が 4 月から 6 月期の国内総生産、GDP 速報を発表しました。それによると実質 GDP は前期比でマイナス 6.8 パーセントと大きく落ち込み、特に GDP の 6 割を占める家計消費は、実質年率で 19.2 パーセントも減少しました。1 月から 3 月の増税前駆け込み需要の増加分 8.5 パーセントを差引いても 10 パーセント以上のマイナスです。安倍総理は、年内に来年の消費税の 10 パーセントへの増税を決めるとしております。国民は 8 パーセントになっただけでも「生活が苦しい」と悲鳴を上げております。年金生活をしているある人は、「これ以上の節約はやりようがない。年寄り早く死ねということか」とこういうふうに切実さを訴えていました。町長は、住民の生活実態を見て 10 パーセントへの消費税値上げをどう考えますか。また、町長の立場で国に増税をしないよう意見を上げる考えはないでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 松木町長。

■町長 (松木重博) 9 月 1 日のニュースで、8 月の自動車の売れ行きが二桁のパーセンテージで、普通車、軽自動車ともに落ち込んでいると報じられておりました。政府側では下期には持ち直し、上昇に転じるとの見解ですが、10 月 11 月の動向を見て判断したいと思っております。

住民生活に及ぼす増税の影響については、以前にも申しましたとおり、経済が好況を維持し、企業からの税収がしっかり増額となり、国民生活、特に弱者の皆さんに真に手厚い福祉がなされるようになれば、それはそれで良いのかなと思うんですが。昨今の新聞でも反対が 68 パーセントと報道されておりました。この数字の意味は非常に重いものだと思いますが、増大する社会福祉も無視できないものと思っております。しかし、今のままで 10 パーセントになっては、国民の生活と企業マインドの双方にマイナスになるような気がしており、注視してまいりたいと思っております。

ここまでは、昨日までの段階での考えでございます。今日、政府の、内閣から発表のされました GDP は、更に 0.3 ポイント落ちまして、マイナス修正がかかって 7.1 パーセントとなっております。今日は 4 月から 6 月期まででございます。この後の 7 月から 10 月までの部分が、近いうちにまた出てくると思っております。これを見て、場合によっては反対の声も上げることはやぶさかではありません。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 町長とすれば、私は非常に嬉しいなあと。この反対の声を上げるのもやぶさかではないと。非常に珍しい…町長にしては珍しいなんて言えば怒られるけれども。実際、私はそのくらい、町長の積極的なところを感じました。ぜひ一つ、確かに首長一人の声というけれども、しかし、それだけ大事なんですよ。本当に皆が声を上げる、これが非常に、国にとっても大きな影響があるというふうに私は思うわけです。是非とも、積極的に、そういう態度をもって行ってほしいというふうに思います。

次に、「子ども子育て支援制度」に対して、行政の長としての基本的な考えを伺います。この支援制度は、大変大きな問題を含んでいると考えます。一口で言えば、この制度は今、国や自治体が公的保育を責任をもって行っている、これを民間へ徐々に移行していくとするものである。これに関しての条例が、今議会で出されておりますが、町長にはあくまでも保育園や児童クラブなどの子育て支援策は、自治体の責任として行っていくというふうに、しっかりと明確にしていきたいというふうに考えますが、どうでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 松木町長。

■町長 (松木重博) 「子ども子育て支援法」による事業の推進についてお尋ねでございますけれども、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、質的向上、並びに地域の子ども子育て支援の充実を目的に、平成 24 年 8 月に「子ども子育て三法」が成立し、消費税率の引き上げにより、新たな財源を確保して、来年度 4 月からの施行を予定していると伺っています。都市部の待機児童解消のための施策、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応することを目的に位置付けられました。

町においては、法に基づき、今年度、31 年度までの「子ども子育て支援事業計画」を策定いたします。昨年度、5 歳未満のお子さんを持つ家庭を対象に、今後の要望する事業のアンケート調査を実施し、これらのニーズを分析して町の施策を計画し、きめ細かな子育て支援事業の構築を図っていきたいと考えております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 町長、あくまでも町として、子ども子育てについては責任を持っていくんだということによいですか。

●議長 (小林幸雄) 松木町長。

■町長 (松木重博) 結構です。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆8 番 (荒井賢蔵) 9 月議会は決算議会でもありますから、確かに、決算議会ではあるけ



れども、来年度の予算を組む、組んでいく、そういう時期に当たるわけですね。で、そんな中で、観点で言うと、町長の開会のあいさつには、決算関係の話はあったけれども、来年の政治姿勢というか、来年に向けての、そういう内容がちょっとなかったように、私は残念に思っているわけです。

そこで、政治姿勢という理念的なことがなかったんですが、そこで、是非、私は聞きたいんですが、6 月議会に私は子育て支援という点で、提案をいたしました。町長が覚えているか分かりませんが、私は「現行の保育料を、2 人目 3 人目を同時入園でなくても、半額と全額免除にすべきではないか」というふうに提案をしました。現行は同時入園でなければ、半額や免除にはならないんですよ。そこを是非見直すべきではないかというふうに提案しましたが、このことを検討しましたか。どうですか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 「来年のことを言うと鬼が笑う」ということわざもございます。ましてや、私の場合には、この晩秋に大変な時期を迎えるわけでございます。そこで、来年のことを「こういうふうにやります」ということは、万一のことを考えた場合には、不遜なことに当たるという思いも持っておりますので、あえては申しませんが、その 6 月会議に提案されました議員の提案の内容については分析し、また、必要財源等も調べてみました。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 確かに、今年の秋、町長選だから、どうなるかという点では分からないけれど、しかし、町の方策として、こういうことを決めたということになれば、誰がなろうが、町長が再選されるかもしれないし、新しい人になるかもしれない。誰がなるか分からないけれども、しかし、良いことは継承されていくというふうに思うんですよ。是非、積極的にそのことをやって欲しいなというふうに思います。

次に、福祉関係ですけれども、信濃町は高齢世帯が非常に多くなっております。それで、特別豪雪地帯でもあります。そこで伺いますけれども、昨シーズン高齢者世帯の雪害救助員で対応したのは、どのくらいあったでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） この件につきましては、担当課のほうからお答えさせていただきます。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

◆住民福祉課長（高橋博司） 雪害救助員につきましては、町は住宅除雪支援派遣制度と

呼んでおります。この関係につきましては、県の特別豪雪地帯住宅支援事業補助金の対象となりまして交付を受けている関係から、平成 25 年度に名称変更させていただいております。

派遣を対象とさせていただいている世帯につきましては、住民税所得割の非課税のご世帯で、近隣町村に労力、資力のあるお子さんなどがいらっしやらない高齢者世帯、母子父子世帯、傷病・障害者世帯の方々などです。平成 25 年度にご依頼をいただいた世帯は 51 世帯になります。延べ除雪回数は 127 回でございました。ご依頼いただいた世帯につきましては、ここの 3 年間、ほぼ横ばいの状態で推移をしております。

住宅除雪支援員の方々につきましては、広報等でも募集をさせていただくんですが、ほぼ、民生児童委員の方からご推薦を受けた方をお願いをしております。ご推薦を受けますと、派遣対象のご家庭を特定させていただきまして、その方に委嘱書を出させていただいております。現状ですと、なかなかご同意をいただけないという実態もございませし、また、除雪支援員の皆さまにつきましても、名簿を見ますと 60 歳以上の方が半分以上というような実情でございます。私どもの町は、この 4 月、高齢者人口が 37.2 パーセントということで、県の平均を 8 パーセントほど上回ってきているということで、今後、当然、高齢者世帯の実数も増えてまいりますし、また、これを支えていただく除雪支援員の方々も、やはり、高齢化も進んでくるんじゃないかなということで、現状については考えております。

近隣でございますけれども、近隣でこの制度を行っておりますのが、妙高市、飯山市、栄村、また、離れますけれども小谷村等の豪雪地帯でございます。それぞれ、内容的には変わってきておるんですが、常駐化されているということをお伺いしているのは、栄村さんのほうが常駐化をされているということでお伺いしています。

今後、支援員の方々をお願いをしていくにあたりまして、26 年度予算におきましては、単価のほうを見直しをさせていただいている現状でございます。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 51 世帯が、というふうに言っておられましたけれども、私が相談を受けた人の中に、次のような方がいたんですね。「娘が長野市へ嫁いでいるので、民生児童委員の関係がお願いできない。シルバー人材センターへ頼んでも、平屋しか対応してもらえない」、このように嘆いているわけですね。長野市へ嫁に行っている。しかし、ご主人は長野市で雪下ろしをしたことがないというような人では、近くに子どもがいるからというだけで、雪の対応が出来ないんですね。確かに今、こういう人も対象から外れるよということでありましたけれども、これでは、非常に困る人がいるんです。何人かいるんです。そういう声も私、聞いております。そして、もう一つは、非課税世帯でない、ちょっと高額の年金をもらっている世帯の人、この人たちも実際、雪を下ろしてもらうのに非常に困るという声も聞いております。それから、家の前の道付けとか、境内のことについても困っているというような実態を、私は聞いているんですが、そういう実態を認識して把握しているかどうか、どうでしょう。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

◆住民福祉課長（高橋博司） ご依頼をいただいた 51 世帯につきましては、それぞれ、町のホームページ等でもその条件はお示しをしてありまして、その中で、ご推薦ということで、民生委員さんから上がってきているわけでございます。当然、施策を、事務事業を実施する場合は、一定の基準で対応するということが基本でございますので、現状で当町で実施をしているものにつきましては、所得的な制限だとか、また、町外にいらっしゃる方で、もちろん、労力的な問題もありますけれども、資力的な問題も把握する中で対応をしていただいているということでございまして、現、当町にあります要項では、そのような対応をさせていただいております。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 先日、民生児童委員の皆さんと懇談をしましたがけれども、その時、先ほど課長が言ったとおり、雪害救助員がいないなど、冬期間の対応に苦慮しているというような声がありました。

そこで提案いたしますが、課長が先ほど言った栄村のように、雪害救助員を冬期間だけ常駐化させる、そういう対応、体制を検討する時期が来ているのではないかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

◆住民福祉課長（高橋博司） 施策という、政治姿勢ということでございますので、最終的には長のほうからお答えをお願いしたいと思いますけれども、私どもも、先ほども申し上げましたけれども、やはり、受けていただける方も高齢化をしておりますし、やはり、お一人で屋根の雪下ろしをするという危険性もございますので、これは何らかの見直し、これから高齢化も進む中で必要だと思っております。常駐化という、栄村さんが既に取り組まれているケースもございますし、また、例えば、土木業者さんのほうへ委託をするという方法もあるのではないかと考えております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 町長、町長は常駐化について検討するという考えはどうですか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 大変難しい部分があるかと思えます。その前に、今ほど荒井議員のほうから出ました、高額な年金をもらっていらっしゃる方、そういう方については、特に、まだリフォーム制度をやっているの、屋根の、特に 2 階部分等は一文字葺きに

替えてもらえば、全然下ろす必要がなくなるわけでございます。その代わり、うっかり自分も屋根に上ることはできません。滑って落ちる元ですから。でも、私も自分でも、もう歳になってきて身体が付いていけなくなるだろうと。また、子どもが屋根から落ちても困るから、一文字に切り替えてしまったら、誠にその部分では楽をしているというか、助かっております。で、先ほども同僚議員の答弁の中でお答えしたんですけども、非常に近年、屋根から落ちて亡くなってしまうとか、あるいは大変後遺症の残るけがをされている方、大勢いるわけです。で、そういったことを考えると、常駐する人たちは、20 代とかあるいは 30 代前半のような方で、運動神経が非常にいいという方とは限りません。むしろ、60 代、70 代の方が「俺は冬の間空いているから、少し手助けでやってやるか」というような方になってきた場合には、どうしても、これは私を含めてそうすけれど、運動神経というものは年々衰えていくものですし、そういう制度をするよりも、やはり、今現在、町の中でやっぴらっしゃる方々に協力を要請し、また、料金を見直す中、改定したりする中、そういったことで取組んでいくのが、ベストではなくてもベターではないかなという思いでおります。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 確かに、高額所得者と言っても、そうは言っても屋根を作りかえる、葺きかえると、結構高額になるんですよ。で、そのことを是非、そういうふうにするという、中には自分から率先してやる人もいるだろうけども、皆が皆、それをできるわけではない。したがって、やはり何らかの方策は、町としても考えていかななくてはいけないのではないかとこの時期に来ていると思うんですよ。是非、積極的にやって欲しい。

栄村は有料世帯というのもあるんですよ。常駐している人たちに、仕事してもらわなければ、3 割負担の人もいれば、全額負担の人もいる。それから物置だけの人もいれば、公共施設、こういうのもこの人たちで対応しているというふうに、栄村のほうでは説明をしてくれました。是非、私はそういうことも含めると、検討するに値すると、そういうことではないかなというふうに考えるんですが、検討してみる考えがあるかどうか。どうでしょう。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） いろいろな方策を考えてみたいと思います。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 次に、防災対策に対して伺います。以前も取り上げましたけれども、一時避難所と安全確認の問題ですけれども、例えば、栄村を襲ったような大きな地震が信濃町で起きた時に、具体的に被害状況や避難所状況を把握する体制、これはどのようになっている、整っていますか。どうですか。



●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） このことについては、担当課のほうからお答えいたします。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 防災計画の中におきまして、それぞれ、役割分担等記載してございますので、それに沿った体制を取るようになろうかと思えます。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 防災計画という部門、例規集の中を見ると、その割に具体的なことは書いていないので。災害対策、確かにあるんだけど、具体的にどのような体制になっているのか。例えば、要援護者に対する避難体制、これは一体どういうふうになっているのか。そして、誰が確認を、避難しているかという確認をするのか、そこはどうですか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

◆住民福祉課長（高橋博司） 要援護者の避難の確認につきましては、町の地域防災計画の中の第 8 節になりますけれども、災害時要援護者計画というものができております。基本方針、計画の内容、また、具体的な内容について示されておりますが、そういう中で、災害が起きた時には、一時避難場所、また、避難所等に職員がまいりまして、避難者の方の名簿作成を行いまして、要援護者名簿との突き合わせを行う中で、要援護者の避難が確認できない場合には、役場職員、または消防団などに依頼をし、戸別訪問による安否確認と避難支援を行うこととなっております。また、災害時要援護者支援に関する要綱というのがございまして、そちらに要援護者名簿の作成、また、管理等について、規定をしているところでございます。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 要援護者のための避難所はどのようになっていますか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

◆住民福祉課長（高橋博司） 地域防災計画のほうに定めてございます。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 具体的にどういうところが考えられるのか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

◆住民福祉課長（高橋博司） 要援護者の内容によっても変わってまいります。やはり、介護だとか福祉関係の手当てが必要な方につきましては、そういう事業の方々と連携をして、対応してまいるようにしております。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 地震でなくて、大雨による土砂崩れ、例えば南木曾町で起きたような事態では、非常に長い避難生活を強いられるというふうに思います。で、そういう時の体制、経費、これはどうなりますか。条例で決まっていますか。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 災害救助法等の適用になった場合につきましては、国等である程度の基準で面倒を見てもらえるというふうに認識しております。以上です。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 結局、他力本願で、自分たちのところで、例えば、こういう時には、こういうふうに経費をちゃんと負担してみるんだよというような具体的なことは、やっていないのですか。災害救助法、例えば、大きな災害があったから、よそから見舞金もらえば、その見舞金でみるとか、そんな程度しか、考えていないのですか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） そういう心配をすることがないことが一番望ましいわけでございます。しかし、一朝有事の時に、小さな蔵ですけども、お金のことは心配しなくてもいいということで、そんな国庫ほど大きな財源はありませんけども、手厚く、経費のほうは見てまいりたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 荒井賢蔵議員。

◆8 番（荒井賢蔵） そうすると、長期に避難をする、そういう人たちの経費はしっかり町で見ますよと。もちろん、国やそういうところの補助も使ってだろうけれど。ということで、そこはきちっとやるよという答弁だということでよいのですね。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 担当職員にそういったことで、おろおろすることなく、金の心配をしないで、しっかりお世話をするように申し伝えます。

●議長（小林幸雄） 荒井賢蔵議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 私は、以前、自主防災組織のこの問題を取り上げてきました。そして、その設立を行政として取組むように申し入れて、確か、前の総務課長の答弁では、組織化に取組むというふうにあったように記憶していますが、自主防災組織への取組の進捗状況、その辺はどうなっていますか。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 自主防災組織につきましては、4 月の総代会の際におきまして、組織結成について働きかけを行ってきたところでございます。具体的にお問合せをいただきました集落につきましては 2 件でございます。1 件につきましては、町政懇談会の席で説明をいたしまして、もう 1 件につきましては、集落からの要請により、説明をしてきたところでございます。今後につきましては、ホームページ等で自主防災組織の結成について、掲載等を今考えているところです。以上です。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 総代会の時に、本一冊と、それから「自主防災組織の結成に向けて」という資料を配ったというふうに、私も総代のほうからは確認を取りました。しかし、一冊の本と一部の資料です。せめて、1 枚の資料「自主防災組織の結成に向けて」という、これを全戸に配る。コピーでもいいですよ。例えば、ここには自主防災組織というのは何なんだというようなことから、自主防災組織は、何で必要なんだというようなことを確かに書いてあるんですよ。やはり、集落の皆で、これを確認し合ったらいいと思うんですよ。そして、集落としてどうするのか、いいのかというふうに、取組むように積極的にやって欲しいというふうに思うんですよ。この資料、せめて 1 枚の資料、これは各集落、戸数分くらい配るように段取りする、その辺はどうでしょうか。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 議員さんが仰った 1 枚程度のものにつきましては、また、係と協議いたしまして、決して出来ないことではなかろうというふうに認識はしております。それから、今申しましたように、ホームページにつきましては、すでに喫緊に町のほう

で、組織に係ることについて、例えば規約とか、どういう組織で、どういう内容のものをやったらいいかということでございます。今申し上げました組織の規約あるいは防災計画の策定の内容、それから、役員の構成等の見本例等について、既に担当が原案を作りましたので、喫緊にホームページでアップされる予定でございます。お年寄りの方の中には、ホームページ等の見方が分からない方もいらっしゃるかもしれませんが、私くらいの年齢あるいは私より 10 歳くらい上の年齢の方、議員さんの多くの方は、恐らく常にホームページを見ていらっしゃると思いますので、是非、ご確認いただきまして、また、組のほうでも近々お祭り等あるかと思っておりますので、その中でもちょっとご紹介いただければと思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 是非、課長、これを全戸に配布できるようにして、そして、積極的に自主防災組織を取組むようにしていただきたいなというふうに思うんです。で、自主防災組織って一体何なのかと、非常に堅苦しい、格式ばったように感じる人も多分にあると思うんですよ。しかし、要は集落の皆さんが有事の際に、どのように避難するのかと。どこの所へまず一時避難をして、そして、集落の中の安全確認をどういうふうにするのかというふうなことを、近所の皆さん同士が、意思統一するというようなことをしておく。これが自主防災組織の基本ではないかなというふうに、私は考えるんですが。そういうことでよいのでしょうか。どうでしょうか。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 議員さんが仰いますように、私どももまず、結成に当たっては、それほど堅苦しく考えていただくかずに、基本的には、信濃町の場合につきましては、総代単位で、結構まとまりのある状況もあるかと思っておりますので、仰られましたように、是非、お気軽にはないですけども、堅苦しく考えないで、組織についてきっかけを持っていただければと思っております。先ほどちょっと申し上げ忘れましたが、実際に災害になりますと、私ども行政もすぐには動けないという状況にございますので、是非、ご協力いただきたいと思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 一朝有事の時に、先ほども言いました、要援護者の皆さんだとか、そういう人が、どこの家にいるのか、どういう人がいるかというようなことも含めて、民生児童委員の皆さんだとか、消防の皆さん、そしてまた、行政の皆さん、こういうところでしっかり、情報を共有しているかどうか、ここが非常に問題だというふうに思うんですよ。民生児童委員の皆さん、非常に、大変いろいろな面で苦勞をしているというふうに、先日の懇談会の中でも感じました。民生児童委員の皆さんの仕事は、本当に、



一番弱い立場の人たちと接点があって、そして、どこにどういう老人がいて、どの人が要援護者なのかというような、こういう情報をしっかり平常から把握しているわけです。で、問題はそのことが消防や行政の中で、しっかり情報として共有できているかどうか。そうでないと、いざという時に対応できないというふうに思うんです。問題は個人情報との絡みが、どうしても出てくるんじゃないかなというふうなことが心配されるので、この辺も含めて、じゃあ、どこまで情報共有できるのか。是非、民生委員の皆さんを含めて、消防の皆さん、一緒に話し合ってもらって、そして、情報の共有をする必要があるというふうに思うんですよ。どうでしょう。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

◆住民福祉課長（高橋博司） 情報の共有ということでございますけれども、「信濃町災害時要援護者支援に関する要綱」というものがございまして、その中で、一般的には「手挙げ方式」というふうに呼ばれているようでございますが。要援護者になろうとする方が、ご自身から手を挙げていただいて、そういう台帳を保管をさせていただきます。それにつきましては、その要綱の中で、関係支援団体と申しておりますけれども、社会福祉協議会だとか、消防団だとか、民生児童委員の方に提供できるというような形になってございます。ただ、なかなかご自身で手を挙げていただくということも、現実的には難しいこともございまして、そういう中で、私どもといたしますと、この春になりますけれども、要援護者台帳を民生児童委員の方に作成していただく際に、副本等をお渡しする中で確認をいただいて、作成をいただいております。それらにつきましては、住民福祉課で集約をしております、災害時に要援護者台帳、また、これシステム化されておりますので、リストとして、打合せをする中で、現場での避難者との突き合わせに使用して行く予定でございます。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） そうすると、ある程度の情報の共有は、できているんだということなんです、そういう方向でやりますよという方向でいいんでしょうか。確認。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

◆住民福祉課長（高橋博司） 現状ですと、法律上では危険が迫っている場合に、そういう名簿をご本人の同意がなくても提供できるということになっておるわけなんです、先ほど申しあげましたように、ご本人が提供してもいいよという方の名簿については、提供できるわけでございますけれども、実際に、危険が迫っている段階ということで申しあげますと、なかなか、状態からその名簿をお渡しするのは、難しいということでございます。現在、例えば、消防署等への事前のそういう名簿等の提出等も取組まれておられる自治体もあるというふうに伺っておりますし、また、個人情報保護条例が町にご

ございますけれども、この見直しとか、また、運用の面で対応できるかどうか、検討してまいりたいと思います。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） ぜひ、検討してもらって、いざという時に、本当に役に立つような、そういうものにしてほしいというふうに思います。

次に、公共交通について伺います。この制度を始めて、だいぶ経ちました。この間、いろいろな問題提起もして来ましたが、そして、かなり改善されてきましたけれども、まだまだ、満足のいく福祉タクシーとは言えません。

そこで伺いますが。今、登録している人は何人いて、大体利用者はどのようになっていますか。もちろん、曜日によって差はあるでしょうけれども、平均的なところで結構です。簡単をお願いします。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 「ふれあいコスモス号の利用状況について」でございますが、ここ数か月の状況を申し上げますと、大体、月 1100 人から 1200 人でございます。1 日当たりにしますと 50 人から 60 人の状況ということでございます。24 年度のスタート当初に比べますと、着実に利用者の数が伸びているという状況でございます。それで今、議員さんが仰いました「利用者の登録について」でございますが、26 年の 2 月 13 日に会議を開きまして、そこで、資料として提供していただいたものでございますが、登録者数につきましては 1557 名でございます。内訳は男が 560、女が 997 という状況でございます。それから、利用者ですか。よいですか。では、とりあえずそういう状況でございます。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 結構、そういう面では、当初よりは進んでいるというふうに思います。利用されてきてはいるんですけども、しかし、私は先日、ある高齢者たちの話を伺う、そういう機会がありました。この中でこう言っているんですね。「月に一回、信越病院へ行っているが、デマンドが使いづらい」というような声が結構あったんですね。で、どうしてかといえば、足腰が弱くて、乗り降りがスムーズに出来ない、機敏に出来ないというような人は、非常に利用する時に遠慮するというか、「どうしても時間が掛かってしまうので、使いづらくなってしまふ」というふうに言っているんですね。それから、ある人はこう言っていますね。「冬は足腰が弱くて、雪の中で立って待ってられないんだ」と。で、「玄関で座って待っているんですけども、来ても家へ声を掛けてくれたり、せめてクラクションを鳴らしてくれればいいんだけど、それもやってくれない運転手さんもいる」というようなふうに、非常に言っておりました。で、やはり、そういう点

で、「タクシーのほうが親切にしてくれるし、いいんだ」というふうに言って、もちろん、ふれあい号の運転手さんを非難しているのではなくて、「ちょっと気配りをしてもらいたい」というふうに、言っているんですね。ちょっと気配りしてくれたら嬉しいのになあという意味なんですね。どうですか。そういう声があることを承知していますか。副町長どうですか。

●議長（小林幸雄） 佐藤副町長

■副町長（佐藤博一） 信濃町地域公共交通協議会の会長でございます。そういった意味で、今仰られた声は、先般、議員さんにもお聞きしましたし、また、各町政懇談会等でもそういうお声は聞いております。当初始めた頃よりは、役場に届いております苦情につきましては減ったと思います。今は苦情ではなく、やはり、皆さまの利便性の悪さ、また、特に弱者の声だと思っておりますので、それは大いに耳を傾けるべきだと思います。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） もうちょっといろいろ言いたかったんだけど、大分時間もなくなってきましたので、端折らざるを得ないかなというふうに思うので、声だけちょっと届けたいというふうに思うんですけれども。

やはり、今まだ、予約の問題、これがどうしても声が多いですね。「たまたま、連絡を忘れてしまった。そして、朝是非 9 時半に乗りたかったけれども、予約は前の日にやっていないので、乗せてもらえなかった」という声。そして、じゃあ、ふれあい号がいっぱいなのかと言えば、決していっぱいであるわけではないと。是非、もうちょっと、心のこもった対応と言いますか、もうちょっと、せめて朝 9 時半なら、「9 時ちょっと前に連絡をくれれば、何とかしますよ。」というふうな対応もしてほしいなど。

それから、もう一つあるのは、薬局で少し手間取ってしまう。これは本人の意思には関係ないですよ。本人は十分時間があるだろうということで予約をするわけですよ。しかし、病院の込み具合やら、薬局の込み具合によって、どうしても時間がギリギリになったりする、そういう時に、確かに運転手さんは、時間どおりに行かないと、また、他の人のいろいろあるんだろうと思うんだけど。しかし、こういう時もやはり、少しでも融通をきかせてほしいというふうな声が、何人かからありました。ぜひ、そういう声もこれからの中に生かしてほしいというふうに思います。それから、以前にも言いましたけれども、公共交通の運営協議会、先ほど副町長が言いました、会長さんだ。これをどの程度やっているのだから知りませんが、予約を受け付けている人たち、それから、運転を受け持っている、そういう人の代表、こういう人たちが運営協議会の中に入っていますか。どうですか。

●議長（小林幸雄） 佐藤副町長。

■副町長（佐藤博一） この公共交通の協議会ですけれども、電話または予約を受けている方は入っておりませんが、公共事業者さんとして、これは長電バスに委託しているんですけれども、その長電バスの担当者もまた、ちょっと違いますけれど、競合しているタクシー協会等も入っておりますので、今仰られたことは、協議会の中で、協議会はどちらかということ、大きな変更点とシステム的なものも諮っていくべき会でございますので、今仰られたことは、また、私のほうからも、長電さんに申し入れをしながら、特に、ご利用者の皆さまに対する声掛け、また気配り等、心からの運転ができるように、特に注意してもらいたいと思います。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆8 番（荒井賢蔵） 時間ですので、やめたいというふうに思いますが、折角、設備したこういうものですから、是非住民の皆さんの声をしっかり聞いて、そして、それを反映して、少しでもこの公共交通を皆に喜ばれるような、そういうものにしてもらいたいと思うし、ぜひ、そういうふうなことをしていくことを希望して、私の質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

●議長（小林幸雄） 関連質問のある方。4 番・佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 4 番、佐藤武雄。関連質問を許されましたので、荒井議員の関連質問をしたいと思います。

先ほどの集団的自衛権閣議決定、集団的自衛権行使容認による法整備を、町長は、閣議決定は反対、行使容認も反対と。法整備はまだこの先で分からないということでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） そもそも集団的自衛権は反対ですけれども、決まってしまったその後、行使するのは、どういうふうに行使するかどうかということについては、分からないので「分かりません」ということで答えました。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 現在の東アジアの情勢は、いろいろ中国の海警とか、海監、そして、漁船団と称して数百隻の船が五星紅旗を翻して、緊急避難と、天候不順による緊急避難ということで、日本の島々の湾内などに入って来ておると、こういう状況があるんですが、これで、個別的自衛権だけで済むと思いますでしょうか。この状況をどう思いますでしょうか。



●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） まず、そんなに詳しくは知らないのですが、私も船舶の免許を取った時に、ちらっと聞いたあれで、海洋法において、天候不順等、海が非常に危険な状態になっている時は、どこの国の船であろうと、その国の港湾で避難させてあげるというルールは国際ルールであります。ですから、それについては私は問題ないと思います。

しかし、天気が良いのにそういう理由を付けたとなると、これはいかななものかと思えます。ただ、集団的自衛権を持つアメリカと日本の場合には、同盟国ですから、日本のシーレーン確保とか、あるいは不測の離島上陸等があった場合には、アメリカの協力を得る中で、奪還作戦も、されることもあるかもしれません。しかし、基本はやはり、話し合いでまず解決する、それが私は基本、国際ルール上の基本だと思っております。良い例が、今、ロシアとウクライナの問題でプーチン大統領は、非常に G 7 からお叱りでもないですが、つらい立場に追い込まれていると。でも、いわゆる NATO のほうでは、とにかく話し合いで持っていこうということで、その代わり制裁項目をもって対応しているという状況です。あれを「目には目を」で、バビロニア法典のように攻撃されたら攻撃し返すと、すぐそれでやったら、これはハマスとイスラエルの戦いと同じことになってしまうだろうと。やはり、被災を受けた国民の人には、非常につらい部分ではあるけれど、戦火を広げないためにも話し合いは、やはり基本だと思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） もう一点伺います。一つ内側へ入って、国内で、例えば、町長でもいいし、誰でもいいです。その敷地内に不審者が三日三晩、毎日四六時中、10 人くらいがうろうろしていたらどうしますかね。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 警察にお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） これと全く同じだと私は思っております。書いたものがあれば、日本が守れるのであれば、自衛隊も要らないし、何にも要らない。警察も要らない、消防も要らない、そういうことになります。私はそう思っておりますが。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 警察にお願いしても、警察の方が来たからといって、すぐ銃による

攻撃はするわけではありません。集団的自衛権もやはり、使い方によって危険だと危惧するのは、すぐ銃弾あるいはミサイルに及んでいくことが危惧されるから、やはり、「目には目を歯には歯を」ではなくて話し合いたと。それはもちろん、不審者の人に最初に「出て行ってください」と私は言います。言いますけれども、そこですぐ、私は刃物を持ってきたりとか、あるいは棒を持ってきたりとか、そういうことはするつもりはありません。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） これは、あくまで抑止力の問題なので、すぐ武力を使うとか使わないとかいう問題ではないので、その辺だけを一応分かっていたら、私の質問を終わりたいと思います。

●議長（小林幸雄） 以上で、荒井賢蔵議員の一般質問を終わります。

ここで、申し上げます。先ほどの佐藤武雄議員の答弁保留と酒井聡議員への説明不足があったということで、発言の許可を求められておりますので、許可をいたします。まず、佐藤議員への答弁保留について先にお願いたします。伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） 先ほどの「ふるさと振興公社の役員の任期」については、所属団体や会社の定める任期期間中としております。

「報酬」につきましては、定款の中に「株主総会の議決をもって、定める」ということで、定款どおりに実行されております。

それともう一つ、「農家の手数料」でございますけれども、そこに「農家」というものが付きまして、15 パーセントはそのままでございますけれども、他にございましたので、付け加えさせていただきたいと思っております。先ほどの 15 パーセントにつきましては、委託販売でございます。仕入れ販売につきましては、振興公社が仕入れた場合には 20 パーセント。町外者の皆さんに、業者につきましては 20 パーセントということで、発言を追加させていただきたいと思っております。

（議員からの声あり）

●議長（小林幸雄） 答弁保留で答弁しましたから、これはこれで終わりです。

次は酒井議員への説明不足があったということで、申し出がありますが、松木町長。

■町長（松木重博） 先ほど、トウモロコシナイターの時の効果というところで、私、まず一点、「モロコシ券が当たった方」と申し上げましたけれど、当たった方の袋の中に、こういうチラシが入ったんです。このチラシの中に一茶記念館、ナウマンゾウ博物館、黒姫童話館の無料券があるんですけど、これ実は、東京で配るためだけに作ったもので、他では配っていないんです。で、これが入っていたお客さんが、翌日、2 人、もう

## 平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録(3 日目)

---

みえたということでした。合わせて追加で説明させていただくと、先ほど休憩の時に下で聞いたところによると、その後も大勢の方が信濃町を訪れていらっしゃるということで、やはり、効果は大きかったという認識しております。

●議長（小林幸雄） 以上で、本日の一般質問については終わりいたします。

お謀りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。ご苦労様でした。

(午後 4 時 25 分延会)